

## 第6回 浦幌町農業委員会総会議事録

平成29年12月22日 開会

平成29年12月22日 閉会

浦幌町農業委員会

平成29年12月22日 第6回浦幌町農業委員会総会を浦幌町役場2階中会議室にて招集

開会 午後2時00分

閉会 午後3時31分

1 出席委員

1番 伊藤光一	2番 小野木 淳	3番 香川 由
4番 石塚健一	5番 福田和己	6番 大坂 有
7番 山村幹次	8番 廣富一豊	9番 高木政志
10番 木南和徳	11番 森 秀幸	12番 石森正浩
13番 小川博幸		

2 欠席委員

なし

3 議事に参与するもの

事務局長 佐藤 勇 人  
農地係長 高橋 博 勝  
振興係長 小川 裕 之

○議事日程

日程第1 会期の決定について  
日程第2 議事録署名委員の指名について  
日程第3 諸般の報告について  
日程第4 報告第1号 農地賃貸借契約合意解約について  
日程第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
日程第6 議案第2号 農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出について  
日程第7 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

4 議事内容 午後2時00分開会

○佐藤事務局長 皆さん、こんにちは。本日は、お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。それでは農業委員会会議規則第4条の規定により、総会の議長は会長が務めることになっておりますので、これからの議事進行につきましては小川会長にお願いいたします。

●開会の宣告

○小川議長 只今の出席委員は、13名です。定足数に達しておりますので、ただいまから第6回浦幌町農業委員会総会を開会いたします。これより議事に入ります。

●日程第1 会期の決定について

○小川議長 日程第1、「会期の決定」を議題といたします。お諮りをいたします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○小川議長 異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

●日程第2 議事録署名委員の指名について

○小川議長 次に日程第2、「議事録署名委員の指名について」は、農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、議席番号11番森委員、12番石森委員を指名いたしますのでよろしくお願いたします。

●日程第3 諸般の報告について

○小川議長 次に日程第3、「諸般の報告」について、事務局長より報告をお願いいたします。

○佐藤事務局長 諸般の報告、朗読説明。

○小川議長 報告が終わりました。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●日程第4 報告第1号 農地賃貸借契約合意解約について

○小川議長 質疑が無いようですので、次に日程第4、報告第1号「農地賃貸借契約合意解約について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 議案書2ページをお開き願います。報告第1号。農地賃貸借契約合意解約について。農地法第18条第6項の規定により、次のとおり農地の賃貸借契約の解約通知があったので報告する。平成29年12月22日提出。浦幌町農業委員会会長。解約通知があったのは、次の9件であります。3ページをご覧ください。賃貸人は、栄穂に住所を有する方、賃借人は、栄穂に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、平成23年3月1日に賃貸借されましたが、平成29年12月5日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。法人設立に伴う解約であります。4ページをご覧ください。賃貸人は、貴老路に住所を有する方から委任を受けた農地利用集積円滑化団体、浦幌町、賃借人は、貴老路に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、平成25年4月30日に賃貸借されましたが、平成29年12月1日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。経営移譲に伴う解約であります。5ページをご覧ください。賃貸人は、音更町に住所を有する方、賃借人は、相川に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農地法第3条第1項の規定に基づき、平成13年10月1日に賃貸借されましたが、平成29年12月1日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。経営移譲に伴う解約であります。6ページをご覧ください。賃貸人は、寿町に住所を有する方、

賃借人は、円山に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農地法第3条第1項の規定に基づき、平成19年2月1日に賃貸借されましたが、平成29年12月1日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。借主の都合による解約であります。7ページをご覧ください。賃貸人は、東山町に住所を有する方、賃借人は、統太に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、平成25年2月1日に賃貸借されましたが、平成29年12月1日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。農業経営を廃止するための解約であります。8ページをご覧ください。賃貸人は、統太に住所を有する方、賃借人は、大平に住所を有する法人です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農地法第3条第1項の規定に基づき、平成25年11月27日に賃貸借されましたが、平成29年12月1日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。売買するための解約であります。9ページをご覧ください。賃貸人は、音更町に住所を有する方、賃借人は、統太に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、平成25年2月1日に賃貸借されましたが、平成29年12月7日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。売買するための解約であります。10ページをご覧ください。賃貸人は、統太に住所を有する方、賃借人は、統太に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農地法第3条第1項の規定に基づき、平成26年12月22日に賃貸借されましたが、平成29年12月1日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。売買するための解約であります。11ページをご覧ください。賃貸人は、養老に住所を有する方、賃借人は、幸町に住所を有する法人です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農地法第3条第1項の規定に基づき、平成28年3月25日に賃貸借されましたが、平成29年12月1日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。期間満了に伴う解約であります。以上でございます。

○小川議長 只今、説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 質疑が無いようですので、報告第1号は報告のとおりといたします。

●日程第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

○小川議長 次に日程第5、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。本案件につきましては、売買2件の所有権移転案件と賃貸借10件、使用貸借2件の利用権設定案件であります。所有権移転案件と利用権設定案件に分けて審議いたします。それでは、はじめに所有権移転案件、番号11番、12番について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 議案書12ページをご覧ください。議案第1号。農地法第3条第1項の規定による

許可申請について。このことについて、下記の者より申請があったので審議されたい。平成29年12月22日提出。浦幌町農業委員会会長。申請があったのは、下記の売買案件2件、賃貸借案件10件、使用貸借案件2件の内容でございます。番号11番、譲渡人は、統太に住所を有する方、譲受人は、新町に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況、牧場及び畑、面積は、5筆合わせまして、61,466平方メートルです。契約の種類は、売買、価格及び経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、譲渡人は、譲受人の希望により農地を売買する。譲受人は、規模拡大により経営安定を図るものであります。番号12番、譲渡人は、音更町に住所を有する方、譲受人は、新町に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、3筆合わせまして、71,412平方メートルです。契約の種類は、売買、価格及び経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、譲渡人は、譲受人の希望により農地を売買する。譲受人は、規模拡大により経営安定を図るものであります。なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。議案書19ページから、3条番号11、12の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小川議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の小野木委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○小野木委員 番号11番、12番につきましては、只今事務局の説明のとおり、規模拡大により経営の安定を図る内容であり、12月11日現地を確認したところ、どちらも農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず許可の要件は全て満たしていることを報告します。以上です。

○小川議長 ありがとうございます。ただいま説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第1号の番号11番、12番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号の番号11番、12番は、原案のとおり決定いたしました。次に利用権設定案件、番号13番から24番について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 番号13番、貸主は、栄穂に住所を有する方、借主は、栄穂に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、25筆合わせまして、185,050平方メートルです。契約の種類は、賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成29年12月25日から平成40年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、借人の希望により農地を新たに貸し付ける。借主は、法人設立のため、新たに借り受けるものであります。13ページをご覧願います。番号14番、貸主は、栄穂に住所を有する方、借主は、栄穂に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、31筆合わせまして、24

8, 567平方メートルです。契約の種類は、賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成29年12月25日から平成40年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、借人の希望により農地を新たに貸し付ける。借主は、法人設立のため、新たに借り受けるものであります。14ページをご覧ください。番号15番、貸主は、栄穂に住所を有する方、借主は、栄穂に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、26筆合わせまして、237, 703平方メートルです。契約の種類は、賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成29年12月25日から平成40年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、借人の希望により農地を新たに貸し付ける。借主は、法人設立のため、新たに借り受けるものであります。15ページをご覧ください。番号16番、貸主は、栄穂に住所を有する方、借主は、栄穂に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、16筆合わせまして、210, 145平方メートルです。契約の種類は、賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成29年12月25日から平成40年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、借人の希望により農地を新たに貸し付ける。借主は、法人設立のため、新たに借り受けるものであります。番号17番、貸主は、栄穂に住所を有する方、借主は、栄穂に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、17筆合わせまして、217, 669平方メートルです。契約の種類は、賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成29年12月25日から平成40年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、借人の希望により農地を新たに貸し付ける。借主は、法人設立のため、新たに借り受けるものであります。16ページをご覧ください。番号18番、貸主は、栄穂に住所を有する方、借主は、栄穂に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、1, 525平方メートルです。契約の種類は、賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成29年12月25日から平成40年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、借人の希望により農地を新たに貸し付ける。借主は、法人設立のため、新たに借り受けるものであります。番号19番、貸主は、帯広市に住所を有する方、借主は、川流布に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、4筆合わせまして、34, 310平方メートル、実耕作面積は、22, 600平方メートルです。契約の種類は、賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成29年12月25日から平成39年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、借人の希望により農地を新たに貸し付ける。借主は、規模拡大により経営の安定を図るものであります。番号20番、貸主は、帯広市に住所を有する方、借主は、川流布に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、5筆合わせまして、60, 204平方メートル、実耕作面積は、36, 000平方メートルです。契約の種類は、賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成29年12月25日から平成39年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりで

あります。権利の設定の理由としましては、貸主は、借人の希望により農地を新たに貸し付ける。借主は、規模拡大により経営の安定を図るものであります。番号21番、貸主は、美園に住所を有する方、借主は、貴老路に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、8筆合わせまして、98,381平方メートル、実耕作面積は、98,000平方メートルです。契約の種類は、賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成29年12月25日から平成39年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、借受人の申出により農地を貸し付ける。借主は、規模拡大により経営の安定を図るものであります。17ページをご覧ください。番号22番、貸主は、音更町に住所を有する方、借主は、相川に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、56,364平方メートルです。契約の種類は、賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成29年12月25日から平成40年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、農地が返還されたため、新たに貸し付ける。借主は、農業者年金基金法に定める経営移譲(継承)を受けるため新たに賃貸借を締結する。番号23番、貸主は、相川に住所を有する方、借主は、相川に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、15筆合わせまして、248,818平方メートルです。契約の種類は、使用貸借で価格は発生しません。契約期間は、平成29年12月25日から平成40年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、農業者年金基金法に定める経営移譲及び経営継承を行うため息子と使用貸借を締結する。借主は、上記理由により申請地を借り受けるものであります。番号24番、貸主は、円山に住所を有する方、借主は、円山に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、34筆合わせまして、376,946.15平方メートルです。契約の種類は、使用貸借で価格は発生しません。契約期間は、平成29年12月25日から平成40年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、農業者年金基金法に定める経営移譲及び経営継承を行うため息子と使用貸借を締結する。借主は、上記理由により申請地を借り受けるものであります。なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。議案書21ページから40ページまでに、3条番号13から24までの位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただいまの説明に関連して、番号13番から18番について、地区担当委員の森委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○森委員 番号13番から18番の6件につきましては、只今事務局の説明のとおり、法人設立に伴い新たに借り受ける内容であり、12月18日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず許可の要件は全て満たしていることを報告します。以上でございます。

○小川議長 ありがとうございます。次に、番号19番から21番について、地区担当委員の木

南委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○木南委員 番号19番、20番、21番につきましては、只今事務局の説明のとおり、規模拡大により経営の安定を図る内容であり、12月17日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず許可の要件は全て満たしていることを報告します。

○小川議長 ありがとうございます。次に、番号22番、23番について、地区担当委員は私ですが、代わって地区担当委員長の木南委員長より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○木南委員長 番号22番につきましては、只今事務局の説明のとおり、農業者年金基金法に定める経営移譲及び経営継承を受けるため賃貸借を締結する内容であり、また、番号23番につきましては、事務局の説明のとおり、農業者年金基金法に定める経営移譲及び経営継承を行うため息子さんと使用貸借を締結する内容であり、12月10日現地を確認したところ、どちらも農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず許可の要件は全て満たしていることを報告します。

○小川議長 ありがとうございます。次に、番号24番について、地区担当委員の石森委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○石森委員 番号24番につきましては、只今事務局の説明のとおり、農業者年金基金法に定める経営移譲及び経営継承を行うため息子さんと使用貸借を締結する内容であり、12月7日現地を確認しましたところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず許可の要件は全て満たしていることを報告します。以上です。

○小川議長 ありがとうございます。ただいま説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。  
(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第1号の番号13番から24番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号の番号13番から24番は、原案のとおり決定いたしました。

●日程第6 議案第2号 農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出について

○小川議長 次に日程第6、議案第2号「農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出について」を議題といたします。本案件につきましては、農用地区域内から除外する案件1件と、農用地区域内から用途区分を変更する案件2件ありますが、農用地区域内から除外する案件と用途区分を変更する案件に分けて審議いたします。それでは、はじめに農用地区域内から除外する案件、番号1番について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書42ページをご覧ください。議案第2号。農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出について。このことについて、浦幌町長より意見書の提出依頼があったので審議されたい。平成29年12月22日提出。浦幌町農業委員会会長。本案件は、農家後継者住宅の新築に伴う農業振興地域からの除外1件と農業振興地域内の農用地を利用計画の指定された用途に供する用途変更2件の内容です。議案書46ページに、第2号議案説明資料として一覧表を



添付しておりますので、この資料に沿って説明させていただきます。番号1番、農家後継者住宅の新築に伴う農業振興地域からの除外です。農用地区域内から除外する地番及び面積、地目、所有者、使用者については、資料に記載のとおりです。計画変更の目的は、既存住宅が老朽化し手狭なことから農家後継者住宅を新築するものであります。用地選定理由としましては、既存住宅及び施設に隣接しており、付近の土地、作物に被害を与えない申請地を選定しており、農用地の集団化については、19.1ヘクタールから1,129平方メートルを除外するもので問題はありませぬ。農作業の支障については、除外が原因で集団性を有する農用地の中央部に非農業的な用途の土地が混在する状態が発生することはないので、農作業の効率化など当該地の農業上の利用に支障を及ぼすおそれはありません。土地改良施設の機能については、選定用地が周囲の土地改良施設用地と重複することはないので、土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれはないと認められます。国の直轄事業との関係については、当該地は工事完成した年度の翌年度から起算して8年を経過しない国の直轄及び補助による土地改良事業、農用地開発事業などの受益地にはなっておりませぬ。農地転用に関する許可基準からみた意見としましては、農地法第4条第6項ただし書きに該当するので適当である。地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に従って行われる農地の転用です。議案書50ページから55ページに、位置図、計画変更部分図、配置図等を添付しておりますので、ご覧願います。なお、本農業振興地域からの除外については、異議がなければ、農地転用に関する許可基準からみた意見を付して、浦幌町農業振興地域整備計画の変更について異議はない旨、浦幌町長に意見書を提出します。農業委員会からの意見書が提出されてから十勝総合振興局との事前協議がなされ、25日間の計画変更案の縦覧告示、15日間の異議申し立て期間を経まして平成30年4月上旬に十勝総合振興局から協議回答をもらい農業振興地域整備計画の変更が告示され決定となります。変更決定の後、申請者から農地法第4条の転用許可申請が提出されますので、平成30年4月の農業委員会総会に農地法第4条の転用許可についておはかりする予定となります。また、本件に関して意見照会とともに農業振興地域整備計画の変更に係る農地転用許可権者との事前協議が求められております。こちらにつきましても、先程説明しましたとおり、農地法第4条第6項ただし書きに該当するので適当であるとの判断をいただきましたら、許可相当と認める意見、協議書を提出することになります。以上、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 只今、説明が終わりました。質疑、意見はありますか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第2号の番号1番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号の番号1番は、原案のとおり決定いたしました。次に農用地区域内から用途区分を変更する案件、番号2番、3番について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書46ページの第2号議案説明資料をご覧ください。番号2番、農業振興地域内の農用地を利用計画の指定された用途に供する用途変更です。農用地区域内から用途区分を変更する地番及び面積、地目、所有者、使用者については、資料に記載のとおりです。計画変更の

目的は、経営規模の拡大のため、農作業機械の新規導入を計画しているが、既存の倉庫では手狭であることから倉庫を新設するものであります。用地選定理由としましては、倉庫を新設するにあたり、現農業用施設用地内では規模に見合った敷地を確保することができないことから申請地を選択しており、農用地の集団化については、29.2ヘクタールから943平方メートルを用途変更するもので問題はありません。農作業の支障については、用途変更が原因で集団性を有する農用地の中央部に非農業的な用途の土地が混在する状態が発生することはないので、農作業の効率化など当該地の農業上の利用に支障を及ぼすおそれはありません。土地改良施設の機能については、選定用地が周囲の土地改良施設用地と重複することはないので、土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれはないと認められます。国の直轄事業との関係については、当該地は工事完成した年度の翌年度から起算して8年を経過しない国の直轄及び補助による土地改良事業、農用地開発事業などの受益地にはなっていません。農地転用に関する許可基準からみた意見としましては、農地法第4条第6項ただし書きに該当するので適当である。農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域内の農用地を利用計画の指定された用途に供する場合です。議案書58ページから62ページに、位置図、計画変更部分図、配置図等を添付しておりますので、ご覧願います。なお、本農業振興地域内の農用地を利用計画の用途に供する用途変更については、変更に係る面積が10,000平方メートルを超えないので、異議がなければ、只今説明した農地転用に関する許可基準から見た意見を付して、浦幌町農業振興地域整備計画の変更について異議はない旨、浦幌町長に意見書を提出し、農業委員会から意見書が提出された後、速やかに浦幌町長により変更計画の告示がなされて変更が決定となります。議案書47ページをご覧ください。番号3番、農業振興地域内の農用地を利用計画の指定された用途に供する用途変更です。農用地区域内から用途区分を変更する地番及び面積、地目、所有者、使用者については、資料に記載のとおりです。計画変更の目的は、申出者は、離農する酪農経営体を買収することとなり、新たに施設等を整備し本格的に酪農業を開始するにあたり、搾乳牛の増頭を計画しているが、規模拡大による作業時間の増大を回避するため、効率的な作業を可能とする施設配置が必須なためであります。用地選定理由としましては、牛舎等の施設建設にあたり、効率的な作業を可能とする施設配置が必須であり、現農業用施設用地内では規模に見合った敷地を確保することができないことから申請地を選択しており、農用地の集団化については、62.4ヘクタールから37,996平方メートルを用途変更するもので問題はありません。農作業の支障については、用途変更が原因で集団性を有する農用地の中央部に非農業的な用途の土地が混在する状態が発生することはないので、農作業の効率化など当該地の農業上の利用に支障を及ぼすおそれはありません。土地改良施設の機能については、選定用地が周囲の土地改良施設用地と重複することはないので、土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれはないと認められます。国の直轄事業との関係については、当該地は工事完成した年度の翌年度から起算して8年を経過しない国の直轄及び補助による土地改良事業、農用地開発事業などの受益地にはなっていません。農地転用に関する許可基準からみた意見としましては、農地法第5条第2項ただし書きに該当するので適当である。農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域内の農用地を利用計画の指定された用途に供する場合です。議案書65ページから73ページに、計画変更部分図、配置図等を添付しておりますので、ご覧願います。なお、本農業振興地域内の農用地を利用計画の用途に供する用途変更

については、異議がなければ、農地転用に関する許可基準からみた意見を付して、浦幌町農業振興地域整備計画の変更について異議はない旨、浦幌町長に意見書を提出します。農業委員会からの意見書が提出されてから十勝総合振興局との事前協議がなされ、25日間の計画変更案の縦覧告示、15日間の異議申し立て期間を経まして平成30年4月上旬に十勝総合振興局から協議回答をもらい農業振興地域整備計画の変更が告示され決定となります。変更決定の後、申請者から農地法第5条の転用許可申請が提出されますので、平成30年4月の農業委員会総会に農地法第5条の転用許可についておはかりする予定となります。また、本件に関して意見照会とともに農業振興地域整備計画の変更に係る農地転用許可権者との事前協議が求められております。こちらにつきましても、先程説明しましたとおり、農地法第5条第2項ただし書きに該当するので適当であるとの判断をいただきましたら、許可相当と認める意見、協議書を提出することになります。以上、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただいま説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

○森委員 番号3番ですが、所有者の方と使用者の方が異なっているんですが、何かあるんですか。

○小川議長 暫時休憩致します。

(暫時休憩)

○小川議長 それでは、休憩を解き会議を開きます。先ほどの質疑に対し、説明をお願い致します。

○高橋係長 先ほどの森委員のご質問ですが、今回求められていますのは、浦幌町の農業振興地域整備計画に基づいて、各関係機関、農業委員会に意見を求められている内容でございますので、今回に関しては、計画の資料等添付されておりますので、その内容に基づきまして農業振興地域整備計画に基づいた用途変更の意見書の提出についてでございますので、それに対してご意見等いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○小川議長 只今、説明がありました。その他にありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第2号の番号2番、3番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号の番号2番、3番は、原案のとおり決定いたしました。

●日程第7 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

○小川議長 次に日程第7、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 議案書74ページをご覧ください。議案第3号。農地法第4条の規定による許可申請について。このことについて、下記の者より申請があったので審議されたい。平成29年12月22日提出。浦幌町農業委員会会長。番号4番、申請人は、活平に住所を有する方です。申請地は、記載のとおりであります。地目は現況畑、面積は、943平方メートル。耕作者は活平に

住所を有する方です。転用計画といたしましては、倉庫の建設となっております。転用時期は、許可日から永久でございます。許可となる根拠といたしましては、農地法第4条第6項のただし書きで、農用地区域内にある農地を農用地利用計画に指定された用途に供するため、農地以外のものにしようとするときあり、不許可の例外でございます。議案75ページ以降に資料として、位置図、施設配置図、求積図、立面図を添付しておりますので、ご覧いただきご審議のほどよろしくお願い致します。なお、総会で承認されたあと北海道農業会議に意見聴取を依頼し、審議結果の回答後、許可書を交付しておりますが、農地法等の改正に伴い、北海道農業会議への意見聴取に係る申し合わせにより事務を進めることとなり、農地法第4条及び第5条に係る農地面積が30アール以下の農地転用に関する北海道農業会議への意見聴取について、要件を満たした案件については、意見聴取の対象から除外できることとなっておりますので、本案件については、今回の総会で承認されたのち許可書の交付となります。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第3号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号は、原案のとおり決定いたしました。以上で、本日附議された議案の審議は全て終了いたしました。この際、その他の案件について委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。ありませんか。

(「ありません」の声あり)

#### ●閉会の宣告

○小川議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして第6回浦幌町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午後3時31分閉会